

■ 素形材産業

従事する業務区分	鋳造	鍛造
	ダイカスト	機械加工
	金属プレス加工	工場板金
	めっき	アルミニウム陽極酸化処理
	仕上げ	機械検査
	機械保全	塗装
	溶接	
従事できる関連業務	原材料・部品の調達・搬送作業	各職種の前後工程作業
	クレーン・フォークリフト等運転作業	清掃・保守管理作業
雇用形態	直接雇用	
試験区分	13試験区分	
技能試験	製造分野特定技能1号評価試験	
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト	
試験免除等となる技能実習職種	鋳造	鍛造
	ダイカスト	機械加工
	金属プレス加工	工場板金
	めっき	アルミニウム陽極酸化処理
	仕上げ	機械検査
	機械保全	塗装
	溶接	
人数制限	なし	
管轄省庁	経済産業省	
受入機関に対して特に課す条件	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に参加し、情報の把握・分析等に協力すること	
	経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと	
	素形材産業分野における受入れ可能な事業所の日本標準産業分類に該当していること	
日本標準産業分類の範囲	細分類 2 1 9 4 - 鋳造製造業（中子を含む）	小分類 2 2 5 - 鉄素形材製造業
	細分類 2 4 3 1 - 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	
	小分類 2 4 5 - 金属素形材製品製造業	細分類 2 4 6 5 - 金属熱処理業
	細分類 2 5 3 4 - 工業窯炉製造業	細分類 2 5 9 2 - 弁・同附属品製造業
	細分類 2 6 5 1 - 鋳造装置製造業	細分類 2 6 9 1 - 金属用金型・同部分品・附属品製造業
	細分類 2 6 9 2 - 非金属用金型・同部分品・附属品製造業	
	細分類 2 9 2 9 - その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）	
	細分類 3 2 9 5 - 工業用模型製造業	